

令和6年度 能代市バスケの街づくり市民チャレンジ事業補助金 募集要領

1. 趣旨

能代市のバスケの街づくりの推進に当たり、広く市民等の参画を図り、実施主体の形成を促進するため、自主的に活動を行う団体及び個人に対し交付する「バスケの街づくり市民チャレンジ事業補助金」について、申込者を募集するものです。

2. 対象者

政治活動又は宗教活動を目的としていない団体及び個人が申込みできます。
(高校生以下の団体も可。)

3. 対象事業

能代市のバスケの街づくりの推進に資する事業で、かつ、新たなチャレンジが認められる事業が対象です。また、令和7年2月末日までに事業を終了し、かつ実績報告書を提出できることが要件となります。

能代市のバスケの街づくりの推進に資する事業とは……

- ①バスケの街で多様な関わりが生まれるもの。
- ②バスケの街の魅力に触れられるもの。
- ③バスケの街を未来につなげるもの。

などといった取組と認められる事業です。

新たなチャレンジが認められる事業とは……

主に、これまでなかった新しい事業のことです。既に実施されている事業の場合は、新たなチャレンジの要素を加えることが要件となります。

※対象としない事業

- ・事業の内容が、法令又は市の各種計画等に反する事業
- ・事業の効果が、特定の個人又は団体に帰属する事業
- ・国、県その他の団体の補助金又は市の他の補助金の交付を受ける事業

4. 補助対象経費

事業を実施するために必要な経費が補助対象です。

ただし、次のような経費は対象となりませんので、ご注意ください。

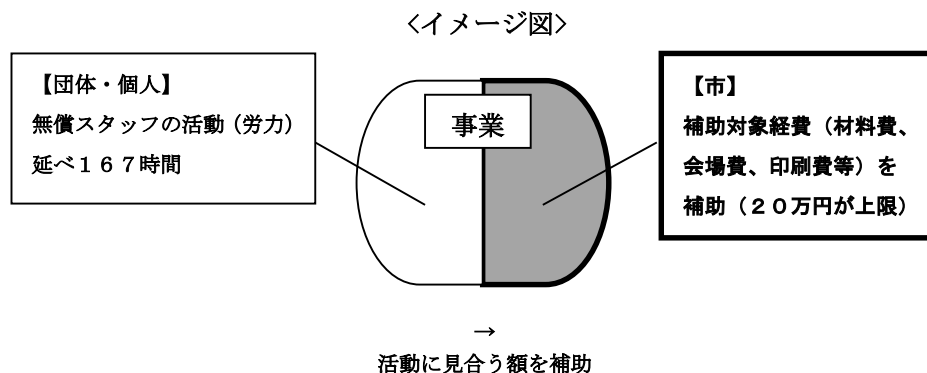
- ・団体・施設の維持・運営に要する経費
- ・会員同士や事業に直接関係のない飲食費
- ・会員等の資産形成に資するもの

5. 補助金額

補助対象経費 20 万円が上限です。

補助できる金額は、事業に要する無償スタッフの活動時間によって決まり、1 時間当たり 1,200 円で計算します。(167 時間活動する場合は、上限の 20 万円まで補助が受けられます。)

これは、団体・個人が労力を無償で提供し、市が見合う額を補助するもので、マッチングファンドという方法の 1 つです。



活動に対する補助（×人件費）ではなく、活動に見合う額の補助（○材料費、会場費、印刷費等の補助対象経費）ですので、誤解のないようにお願いします。

※交付できる補助金は市の予算の範囲内ですので、認定されても補助申込金額を下回る場合があります。

6. 事業選考

- ・事業の選考にあたっては、公開プレゼンテーションを開催し、申込者から審査会委員へ事業の内容や目的などを説明していただきます。公開プレゼンテーションの日時・場所は、追ってお知らせします。
- ・審査会の審査結果をもとに、認定の可否を決定し、後日申込者に個別に通知するほか、個人情報を除き、市のホームページ等で公表します。なお、審査を経て認定するため、新たな工夫等を除き、事業計画の変更はできません。

7. 選考基準

次の 3 つの項目により審査を行います。

審査項目	審査の視点
① バスケットの街づくりへの「貢献度合い」	バスケットの街づくりに貢献できると認められるか
② 新たなチャレンジの「挑戦度合い」	新規事業の場合：新たなチャレンジが認められるか 既存事業の場合：新たなチャレンジの要素が加えられているか
③ 他団体等との「連携度合い」	多くの人が事業に関われるように、他団体等との連携が図られているか

8. 応募方法

所定の申込書を下記提出先へ、郵送又はご持参ください。

申込様式は、市民活力推進課、二ツ井地域局市民フロア（二ツ井町庁舎1階）に置いているほか、市のホームページにも掲載しています。

9. 募集期間

令和6年5月15日（水）まで

※書類に不備があると受付できませんので、期間に余裕を持って提出してください。

10. 主なスケジュール

～5月15日（水）	申込書の受付
5月下旬頃	公開プレゼンテーション、審査会（非公開）
6月	認定可否の決定 補助金交付申請書等の提出
補助金交付決定後	事業の実施が可能です。 補助金の概算払い（1/2以内、口座振込）を受けられます。
事業終了後2カ月以内又は 7年2月末日の早い日まで	補助金実績報告書（事業実績書、収支決算書、補助金限度額計算書、経理関係書類の写し、写真等）の提出
補助金額確定後1カ月以内	補助金の支払（口座振込）

11. 提出先（問合せ先）

〒016-0825 能代市柳町5番20号 能代バスケットミュージアム内

能代市 市民活力推進課 バスケットの街づくり推進担当

（電話 0185-88-8876 E-mail katsuryoku@city.noshiro.lg.jp）